

議題 1 環境基本計画の改訂の基本方針について

1. 環境基本計画の経緯

環境基本法（平成 5 年 11 月制定）において、国の方針に準じ、地方公共団体は地域の自然的社会的条件に応じた環境保全施策を実現するために、総合的かつ計画的な計画の推進を図るための環境基本条例の制定および環境基本計画の策定を求められた。

豊明市において、平成 13 年 3 月に策定された環境基本計画は、「21 世紀中の 100 年を見据えた計画」と位置づけ、20 年間の計画期間を設定し、令和 3 年 3 月で計画期間が終了する。そのため、現状の課題および将来にわたる課題を整理し新たに環境基本計画を策定することとなった。

平成 11 年 3 月	豊明市環境基本条例策定
平成 13 年 3 月	豊明市環境基本計画制定
平成 19 年 3 月	環境基本計画（第 2 四半期）短期目標見直し
平成 24 年 3 月	環境基本計画（第 3 四半期）短期目標見直し
平成 28 年 3 月	環境基本計画（第 4 四半期）短期目標見直し

2. 環境政策を取り巻く状況

平成 27 年 12 月にフランス・パリで開催された COP21 において、「パリ協定」が採択され、日本は「2030 年までに、2013 年比で、温室効果ガス排出量を 26%削減する（2005 年比では、25.4%削減）」とした。

また、平成 30 年 3 月に閣議決定された国の第 5 次環境基本計画においては、持続可能な共生型社会の実現に向けて、環境・経済・社会の統合的な向上を目指しあらゆる観点からのイノベーションを創出するとともに地域資源を持続可能な形で最大限に活用し、さまざまな課題に取り組むこととしている。

豊明市においても市民・事業者・行政の協働の取組みによって、今ある地域における資源を最大限に活用し、持続可能な形で素晴らしい環境を次世代に残していくことが求められる。市民、事業者、行政それぞれの取組みが地球規模の協働の調和を生み出し、ひいては豊明市の豊かな環境を次世代につなぐことに貢献できていると実感できるようにすることが重要となる。

3. 環境基本計画の改訂時期について

令和3年3月

4. 環境基本計画の改訂方針

- 1 本市の改訂前の環境基本計画は、「21世紀中の100年を見据えた計画」であることから、改訂前の環境基本計画に記載された目指す方向性は普遍的である。
- 2 改訂には、本市を取り巻く社会情勢の変化に対応して、国・県の環境施策並びに本市で実施する総合計画や都市マスタープランなどと調整を取りながら、実現可能性の高い、市民生活に立脚した施策を優先的に記述していく。
- 3 前述のとおり、環境基本計画は実現可能性の高いものを記載することを鑑み、計画期間を10年計画とし、5年を目処に見直しを行う。
- 4 近年の社会環境の変化に対応し、持続可能な開発目標（SDGs）の概念を追加する。SDGsの17のターゲットのうち、環境に関連する項目のみを記載する。
- 5 エネルギーおよび気候変動に関する分野においては、新エネルギー推進計画（平成26年3月策定）を環境基本計画内に統合するとともに、「新エネルギー推進計画兼地方公共団体実行計画（区域施策編）」としてあわせて改訂を行う。

5. 環境基本計画の施策の方向性について

改訂にあたり、環境基本計画で掲げられた目指す方向性は普遍的であるものの、環境テーマ・施策の方向性で、分散、重複している部分を整理した。環境行政の範囲で、計画期間内に実現する可能性の高い施策を優先的に記載し、環境施策と関連性の弱い内容については削除する。現時点での、施策の方向性は別紙のとおりである。

別紙 1 参照

議題 2 環境基本計画の改訂スケジュールについて

- 1 環境基本計画の改訂スケジュール 別紙 2 参照
- 2 環境審議会・新エネルギー推進委員会の開催予定及び内容

令和元年 10 月 31 日	環境審議会 スケジュール提示 改訂方針の検討 組織変更の提案
令和元年 12 月	新エネルギー推進委員会 環境審議会の結果報告
令和 2 年 2 月	環境審議会 環境基本計画策定の中間報告
令和 2 年 2 月	新エネルギー推進委員会 環境基本計画策定の中間 報告
令和 2 年 5 月 31 日	環境審議会委員の任期終了
令和 2 年 6 月	環境審議会 <諮問>環境基本計画（案）の提示 組織変更に伴う、各部会長の選任等
令和 2 年 8 月	環境審議会 変更点の報告 パブリックコメント案
令和 2 年 10 月	パブリックコメント（開始）
令和 2 年 11 月	パブリックコメント（終了）
令和 2 年 11 月	環境審議会 パブリックコメントに関する回答（案） 最終案の提示 答申（案）

※ 計画書作成状況により大きく変更となる場合があります。

議題 3 環境基本計画の推進体制について

1 新エネルギー推進計画と環境基本計画の統合について

平成25年4月から豊明市では豊明市新エネルギー推進委員会を組織し、新エネルギー推進計画（平成26年3月策定）を進めてきた。新エネルギー推進計画は、水上太陽光発電施設、小中学校屋根貸し事業等を実施し一定の成果を上げた。

平成30年3月に改訂された国の環境基本計画においても、「環境・経済・社会の統合的な向上を目指し、地域資源を持続可能な形で最大限に活用しさまざまな課題に取り組むこと」を目指しており、エネルギー関連施策は、自然環境、災害対策等と様々な分野と横断的な政策推進が求められるようになった。

豊明市の環境基本計画の改訂に際して、エネルギー施策のみを独自で推進していた、新エネルギー推進計画を環境基本計画内に統合するとともに、地球環境問題については、「新エネルギー推進計画兼地方公共団体実行計画（区域施策編）」のなかで扱い、環境基本計画の一つの項目としてあわせて改訂を行う。

2 新エネルギー推進計画と環境基本計画の統合による推進体制について

新エネルギー推進計画と環境基本計画の統合にあたり、環境基本計画の推進体制について、刷新を行うことを検討する。

(1) 推進体制の変更時期

令和2年6月 新たな環境審議会委員任期開始から

(2) 推進体制

- ・新エネルギー推進委員会の委員の一部を環境審議会委員とする。
- ・一部会あたり5から9名の部会制の導入を検討する。

(3) 推進体制の変更理由

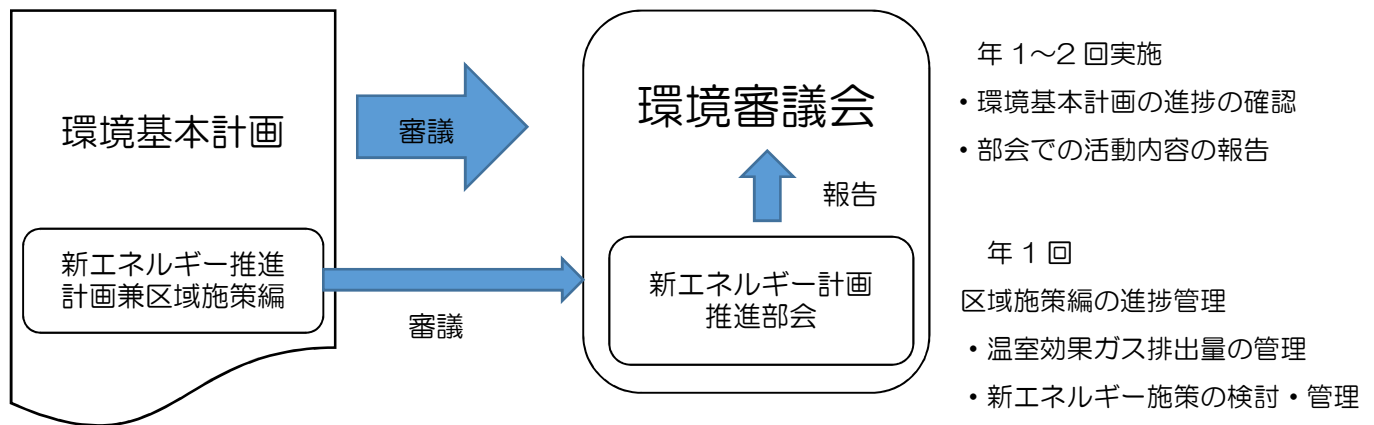
新エネルギー推進計画兼地方公共団体実行計画（区域施策編）において、当該計画の適正な実施及進捗の管理が求められている。環境審議会の下部組織として、新エネルギー推進部会を設置し温室効果ガス削減にかかる施策の検討を行う。

(4) 推進体制（案）

新エネルギー推進計画兼地方公共団体実行計画（区域施策編）の進捗管理のみを新エネルギー推進部会で実施。

それ以外の環境基本計画の施策（ごみ減量、公害等）の審議は現行どおり環境審議会で議論する。

<イメージ>



<新エネルギー計画推進部会の審議内容>

- 新エネルギー推進計画兼区域施策編における、KPI(業績管理指標の報告・要因分析)
- 創・省・親エネルギー推進プロジェクトの進捗管理
- 豊明市の温室効果ガス排出量の報告
- 現年度実施事業の進捗報告
- 新年度実施予定事業の検討